

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 8 日
契 約 業 者 名	首都高技術 (株)
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門三丁目 1 0 番 1 1 号
業 務 の 名 称	R 6 ・ 7 ・ 8 亀有・代々木管内外歩道橋点検業務
業 務 場 所	東京国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、歩道橋の各部材の状態を把握すると共に損傷及び変状を早期に発見し、当該施設に必要な措置を特定するための情報を得て維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うとともに東京国道管内の塗膜内の有害物質調査未実施歩道橋の調査を行うものである。 1. 現地踏査 (令和 6 年度) (令和 7 年度) 2. 現地踏査 (塗膜有害物質調査) 3. 部材番号図修正 (令和 6 年度) 4. 定期点検、定期点検 (L 型ボールカメラ使用) (令和 6 年度) 5. 打音検査 (第三者被害予防措置)、点検調書作成 (第三者被害予防措置) 6. 塗膜有害物質調査 7. 歩道橋の健全性に係わる会議運営補助 8. 機械経費 (令和 6 年度) 9. 安全費 (令和 6 年度)
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 9 月 2 6 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 1 0 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 0 0 , 2 1 1 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 7 , 9 7 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 0 8 , 1 8 6 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 現地踏査 (令和 6 年度) (令和 7 年度) 令和 7 年度点検実施予定の歩道橋について当初は現地踏査も令和 7 年度に実施する計画であったが、関係機関協議に時間を要する箇所があることが分かり一部令和 6 年度に現地踏査をすることとしたため、現地踏査 (令和 6 年度) を数量変更 (増)、現地踏査 (令和 7 年度) を数量変更 (減) する。 2. 現地踏査 (塗膜有害物質調査) 資料精査の結果、塗膜有害物質調査対象の歩道橋のうち令和 7 年度及び令和 8 年度に定期点検を実施する歩道橋については、関係機関との協議も必要なことから定期点検直前に再度現地踏査を実施する必要があることがわかった。そのため、令和 6 年度には塗膜有害物質調査のための現地踏査のみ実施し、点検実施年度に不足分を補完する現地踏査を実施するため、現地踏査 (塗膜調査実施済み) を追加する (増)。 3. 部材番号図修正 (令和 6 年度) 点検のための計画準備を実施したところ部材番号図を作成する必要のある歩道橋があることがわかったため、部材番号図修正を追加する (増)。 4. 定期点検、定期点検 (L 型ボールカメラ使用) (令和 6 年度) 現地踏査の結果、点検の実施に際して通常の点検ではなく L 型ボールカメラを使用することが最も効率的である箇所が生じたため、通常の定期点検を数量変更 (減) し、定期点検 (L 型ボールカメラ) を追加する (増)。 5. 打音検査 (第三者被害予防措置)、点検調書作成 (第三者被害予防措置) 現地踏査及び定期点検の結果、第三者被害予防措置を実施する必要のある歩道橋が生じたため、打音検査 (第三者被害予防措置) 及び点検調書作成 (第三者被害予防措置) を追加する (増)。 6. 塗膜有害物質調査 資料精査の結果、歩道橋塗膜有害物質調査の対象歩道橋数に変更が生じたため、数量変更 (増) する。 7. 歩道橋の健全性に係わる会議運営補助 道路構造物診断判定会議を令和 6 年度に開催することとしたため、歩道橋の健全性に係わる会議運営補助を追加する (増)。 8. 機械経費 (令和 6 年度) 歩道橋点検の実施に伴い、現場環境等に変更が生じたため、機械経費を数量変更 (減) する。 9. 安全費 (令和 6 年度) 定期点検に伴い、交通規制の変更が生じたため、安全費を数量変更 (減) する。